

平成28年7月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うちエアコン1件、電気掃除機1件、ノートパソコン1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 1件
(うちスピーカー(天井埋込式)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201500249、A201500561を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担 当 : 柳川、平野、清重
電 話 : 03-3507-9204 (直通)
F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201600154	平成28年6月20日	平成28年6月29日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	GS-204W	高木産業株式会社 (現 パーパス株式会社)	火災	社員寮で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500249	平成27年7月4日	平成27年7月15日	エアコン	AC-2202C	シャープ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、エアコン洗浄剤等がイオン発生器のコネクター端子に付着したため、端子間でトラッキング現象が生じて、異常発熱し焼損に至ったもので、エアコン洗浄作業の影響による事故と推定される。 なお、取扱説明書に、イオン発生器にエアコン洗浄液が掛かることへの注意喚起が記載されていなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	埼玉県	平成27年7月17日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201500561	平成27年11月20日	平成27年12月9日	電気掃除機	PAS12-27F	ポッシュ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、吸引モーターの巻線に、絶縁被膜の傷やピンホールなどの不具合があったため、使用中のモーター発熱の繰り返しによって、当該部分で絶縁劣化によるレイヤショート(巻線の層間短絡)が生じ、巻線が異常発熱して焼損に至ったものと推定される。	東京都	平成27年12月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201600152	平成28年6月20日	平成28年6月28日	ノートパソコン	PC-VK17HBBNE	NECパーソナルコンピュータ株式会社	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600153	平成28年6月1日	平成28年6月28日	スピーカー(天井埋込式)	火災	飲食店で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年6月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 平成28年6月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

エアコン（管理番号：A201500249）



電気掃除機（管理番号：A201500561）



ノートパソコン（管理番号：A201600152）

